

文化による地域づくり活動支援事業補助金交付要綱

(平成 30 年 5 月 11 日決裁)

改正 平成 31 年 4 月 24 日決裁 令和 7 年 4 月 1 日決裁

令和 7 年 8 月 18 日決裁 令和 8 年 4 月 22 日決裁

文化による地域づくり活動支援事業補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 25 日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱（以下「本要綱」という。）は、市内で実施する文化芸能分野における団体及び担い手の育成や、舞台芸術観賞の機会確保など、地域における文化振興の推進を目的とする。

2 この要綱は、沖縄市補助金等交付規則（平成 30 年沖縄市規則第 11 号、以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

3 規則及び本要綱の施行に必要な基本的事項は、経済文化部における補助金等に関する共通要綱（平成 30 年度 4 月 1 日施行、以下「共通要綱」という。）による。

（補助事業）

第 2 条 補助対象となる事業は以下のとおりとする。

(1) 舞台公演事業（団体育成）

広く公開される創造的な文化芸術活動で、かつ市内の文化芸術の振興に寄与できると認められる舞台公演事業とする。

(2) 若者育成事業（担い手育成）

市内に在住する児童・生徒が主に参加し、実施するワークショップ（成果発表含む）または舞台公演とする。

2 前項の補助の対象分野は、別表 1 に掲げるとおりとする。

（補助事業要件）

第 3 条 補助事業の要件は、次の各号の全てに該当するものとする。ただしその他市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 補助事業実施の翌年度以降も活動を継続するもの

(2) 市内で行う自主企画によるもの

2 次の各号に該当する事業は対象外とする。

(1) 学校等の行事や各種活動に属する事業

(2) 政治に関する活動を目的とする事業

(3) 宗教に関する活動を目的とする事業

(4) 一般に広く公開されない事業

(5) 本市の他制度を利用し、補助を受けている事業。また、交付決定後についても同様とする

- (6) その他市長が適当でないと判断した事業
(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 市内に3ヶ月以上活動の本拠を有する団体もしくは実行委員会（以下、「団体等」という。）。
- (2) 規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (3) 活動の内容が、主に沖縄市民の文化芸能の振興に資するものであること。
- (4) 別表1に掲げる活動実績があること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の団体等は対象としない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 県文化協会及び市町村文化協会等を構成員とする団体等
- (3) 学校等に属する活動団体等
- (4) 政治に関する活動を目的とする団体等
- (5) 宗教に関する活動を目的とする団体等
- (6) 過去に本補助金の交付を6回受けた団体
- (7) 市税の滞納がある者（法人格を有しない団体等の場合は、その代表者）
- (8) 代表者が未成年者である団体等
- (9) 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これと同様に取り扱われている者
- (10) 代表者が法律に違反し、刑の執行（執行猶予期間中を含む）を終えていない団体等
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を構成員とする団体等

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表2に掲げるものとする。

2 補助対象経費は、実績報告時に補助事業者により支出した証明（日付、支払者、内訳、金額等）が確認できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 異なる会計年度に属する経費
- (2) 支出日が交付決定日より前である経費。ただし、施設使用料に関してはその限りではない
- (3) 補助事業者ではない者が支出した経費
- (4) 支出先の請求者が補助事業者（役員、構成員を含む。）と同一となる経費
- (5) 本市の他制度を活用した補助金等により交付される経費と重複する経費

(6) 国・県又は他団体の制度を活用した補助金等により交付される経費と重複する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、補助金の額に端数が生じる場合は、1,000円未満を切り捨てる。

2 前項の補助金の上限額は、原則100万円とする。ただし、これまでに本補助金の交付を3回以上受けている団体については、上限額を50万円とする。なお、予算の範囲内で減額して配分することがある。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金等交付申請書（共通要綱 第1号共通様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体調書（様式第3号）
- (4) 補助金への申請に係る確認書（様式第6号）
- (5) 団体等の規約及び会則
- (6) 団体等の役員及び構成員名簿
- (7) 市税の滞納が無い証明書
- (8) 収支予算書の根拠となる資料
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(審査)

第8条 前条の規定による申請書の提出があったときは、書類による審査を行うとともに、文化による地域づくり活動支援事業補助金交付団体等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案による審査を行うものとする。

2 審査にあたっては、第2条第1項第1号および第2号の交付決定額がそれぞれ同額になるよう選定するものとする。ただし、いずれかの申請総額が予算の半額に満たない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の審査により補助金の交付が適当と認めた補助事業者に対し、補助金等交付決定通知書（共通要綱 第2号共通様式）により通知する。

2 補助金の交付を行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。
（事業変更）

第10条 前条の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、事前に協議（参考様式）した上で、補助事業等変更等承認申請書（共通要綱 第3号共通様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の変更等の申請に添付する書類は、交付申請と同様とする。
（変更の承認）

第11条 市長は、第10条の申請を審査し、補助事業について変更が必要と認めたときは次の各号のいずれかの書面により通知するものとする。

- (1) 補助事業等変更等承認通知書（共通要綱 第4号共通様式）
- (2) 補助金等変更等交付決定通知書（共通要綱 第5号共通様式）

2 変更等を認めないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。
（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して60日以内、又は交付を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（共通要綱 第8号共通様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) 収支決算書の根拠となる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金等の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告の内容を審査し、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助金等交付確定通知書（共通要綱 第9号共通様式）により通知する。

（概算払等）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金等概算払等申請書（共通要綱 第6号共通様式）により市長に概算払いを求めることができる。ただし、概算払の総額は、原則として交付決定額の過半を超えて概算払とすることはできない。

- (1) 補助事業の既成部分に関する実績報告（第12条に準ずる）を行い、補助事業の一部について実施済みであると市長が認める場合
- (2) 当該事業等の円滑な運営に支障が生じると市長が認める場合

- 2 市長は、前項の申請を審査し、概算払いの必要があると認めた場合は、補助金等概算払等決定通知書（共通要綱 第7号共通様式）により通知する。
- 3 補助金等の概算払等を認めないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。
- 4 第1項の規定により既に支払を受けた概算払費が第13条の確定額を超えるときは、その超える金額について返還するものとする。

（補助金等の請求）

第15条 補助事業者は、補助金額の確定又は概算払等の決定通知の写しを添えて、補助金等交付請求書（共通要綱 第10号共通様式）により補助金を請求するものとする。

- 2 前項の請求は、交付を受けた会計年度の3月15日までにしなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関して必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

（音楽によるまちづくり推進事業補助金（公募型）交付要綱の廃止）

- 2 音楽によるまちづくり推進事業補助金（公募型）交付要綱（平成27年5月25日）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 文化による地域づくり活動支援事業補助金交付要綱（平成28年2月25日）及び音楽によるまちづくり推進事業補助金（公募型）交付要綱（平成27年5月25日）においてなされた実績は本要綱のものとみなす。

附 則（平成31年4月24日決裁）

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 文化による地域づくり活動支援事業補助金交付要綱（平成28年2月25日）及び音楽によるまちづくり推進事業補助金（公募型）交付要綱（平成27年5月25日）、文化によるまちづくり推進事業補助金（平成30年5月11日）、若者文化芸術育成支援事業補助金交付要綱（平成30年5月11日）においてなされた実績は本要綱のものとみなす。

附 則（令和7年8月18日決裁）

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

附 則(令和8年4月22日決済)
この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

別表1(第2条関係)

分類	対象事業
舞踊	琉球舞踊、現代舞踊、ダンス、バレエ
演劇	現代演劇、古典演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、歌舞劇
芸術	美術、写真、書道、映像
音楽	吹奏楽、合唱、オーケストラ、オペラ、声楽
その他	各分野に準ずる事業、その他市長が補助対象と認めた事業

別表2(第5条関係)

費目	補助対象経費
設営・舞台費	施設使用料（前日リハーサル、ワークショップ含む）、会場設営費、付帯設備費、空調費、大道具費、小道具費、機材運搬費、オンライン配信費、その他会場設営等に係ると認める経費
謝金・人件費	講師料 ※講師料の1時間あたりの上限額は、4千円とする
事業施行費	照明施工費、音響施工費、舞台美術費、舞台監督費、効果費、衣装・楽器等に係るリース・レンタル費、当日スタッフ費等 ※技術料の経費の1日あたりの上限額は、沖縄県舞台運営事業協同組合「基準技術料金表」に準ずる。 （交通・宿泊・出張費は対象外とする。） オペレーター技術料 1 名 30,800 円（税込） チーフ・オペレーター技術料 1 名 41,800 円（税込） 舞台監督 技術料 1 名 55,000 円（税込）
広報・宣伝費	チラシ・ポスター等印刷費、台本印刷費、その他広報宣伝に係ると認める経費
費目	補助対象外経費
謝金・人件費	出演料、司会料
交通費	交通費、燃料費、旅費、出張費
飲料・接待費	ケータリング費、弁当代、飲物代、接待費
通信費	電話、FAX 料、インターネット費
記録費	記念写真・記録動画撮影費、録音費
運営雑費	消耗品費・インク代・コピー用紙代、各種手数料等

備品費	衣装購入代、楽器購入代等
感染症 対策費	マスク、消毒液、体温計、手袋等
その他 経費	稽古時の施設使用料

共通様式第 1 号(第 7 条関係)

補助金等交付申請書
[別紙参照]

様式第 1 号(第 7 条関係)

事業計画書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

収支予算書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

団体調書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

補助金への申請に係る確認書
[別紙参照]

共通様式第 2 号(第 9 条関係)

補助金等交付決定通知書
[別紙参照]

共通様式第 3 号(第 10 条関係)

補助事業等変更等承認申請書
[別紙参照]

共通様式第 4 号(第 11 条関係)

補助事業等変更等承認通知書

[別紙参照]

共通様式第 5 号(第 11 条関係)

補助金等変更等交付決定通知書

[別紙参照]

共通様式第 8 号(第 12 条関係)

補助事業等実績報告書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 12 条関係)

事業報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

収支決算書

[別紙参照]

共通様式第 9 号(第 13 条関係)

補助金等交付確定通知書

[別紙参照]

共通様式第 6 号(第 14 条関係)

補助金等概算払等申請書

[別紙参照]

共通様式第 7 号(第 14 条関係)

補助金等概算払等決定通知書

[別紙参照]

共通様式第 10 号(第 15 条関係)

補助金等交付請求書
[別紙参照]